

財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲渡等に関する条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条関係）

使用目的	使用料	
	単位	金額
第1種電柱の設置	1本につき1年	570円
第2種電柱の設置		870円
第3種電柱の設置		1,200円
第1種電話柱の設置		510円
第2種電話柱の設置		810円
第3種電話柱の設置		1,100円
その他の柱類の設置		51円
共架電線その他上空に設ける線類の設置		長さ1メートルにつき1年
地下に設ける電線その他の線類の設置	3円	
その他の土地の利用	使用面積1平方メートルにつき1年	土地評価額の4%に相当する額
建物の使用 (1) 太陽光を電気に変換する設備及びその付帯設備（これらの設備に付帯して設置されるものを含み、屋根、屋上部分及び壁面に設置されるものに限る。）以下「太陽光発電設備」という。）の設備		使用する面積（屋根又は壁面を使用する場合にあっては、当該太陽光発電の平面を垂直に当該屋根又は壁面に投影するものとした場合における当該投影部分の面積）に太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を勘案して当該太陽光発電設

(2) その他		備ごとに市長が定める額を乗じて得た金額 建物評価額の8%に相当する金額に光熱水費の実費を加算した金額
広告塔・看板の設置 (1) 一時的に設けるもの (2) その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1年	180円 1,800円
電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物（電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物（以下「巻付広告物」という。）を除く。）及び建物、塀、その他公共物の区域外の工作物に添加され、公共物の区域内に突出する広告物の設置	表示面積1平方メートルにつき1年	1,260円
巻付広告物の設置		630円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。